

# 兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第17号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 規 則                                       | ページ |
|---|-----|
| ○ 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課） | 1   |

## 公布された法令のあらまし

### ◎建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 建築基準法施行令（以下「政令」という。）の一部改正により、知事に対して建築物の敷地、構造及び建築設備の状況に関する定期の報告（以下「定期報告」という。）を行うべき建築物について、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物のうち事務所その他これに類する用途に供するものの対象が拡大されたことを踏まえ、知事が指定する定期報告を行うべき建築物のうち事務所その他これに類するものの対象を拡大する等所要の整備を行うこととした。
- 2 建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正により、既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定を申請しようとする者は、省令で定める様式の申請書に、県の規則で定める図書を添えて、知事に提出するものとされることに伴い、当該申請書に添付する図書を定めることとした。

## 規 則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第8号

#### 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「から第137条の4まで及び第137条の4の3」を削り、同項第6号中「5以上」を「3以上」に、「1,000平方メートル」を「200平方メートル」に改める。

第7条第1項の表劇場、映画館又は演芸場の項から病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（政令第16条第1項の規定による国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。）に限る。）の項までの規定中「令和2年7月から同年10月まで及び令和2年」を「令和8年6月から同年12月まで及び令和8年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改め、同表ホテル又は旅館の項から共同住宅又は寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）の項までの規定中「令和3年7月から同年10月まで及び令和3年」を「令和9年6月から同年12月まで及び令和9年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改め、同表児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）の項中「令和2年7月から同年10月まで及び令和2年」を「令和8年6月から同年12月まで及び令和8年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改め、同表学校の項から百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗の項までの規定中「令和元年7月から同年10月まで及び令和元年」を「令和7年6月から同年12月まで及び令和7年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改め、同表事務所その他これに類するものの項中「5以上」を「3以上」に、「1,000平方メートル」を「200平方メートル」に、「令和

元年7月から同年10月まで及び令和元年」を「令和7年6月から同年12月まで及び令和7年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改める。

第8条第2項第2号中「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改める。

第18条第1項第1号中「第43条第2項第1号」の右に「又は政令第137条の12第6項」を加え、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 政令第137条の12第7項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 用途地域図
- イ 付近見取図
- ウ 配置図
- エ 各階平面図
- オ 2面以上の立面図
- カ 断面図
- キ 周辺の道路配置状況図
- ク 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
- ケ 周辺の建築物の用途別現況図

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の表及び第8条第2項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。